○巡回連絡実施要綱の制定について（概要）

（平成５年福岡県警察本部内訓第36号）

この内訓は、福岡県地域警察運営規程（平成元年福岡県警察本部訓令第20号）第30条の規定に基づき、巡回連絡の実施について必要な事項を定めたものである。

主な内容として

○　定義

○　巡回連絡実施体制の確立

○　受持区の区域設定

○　受持警察官の任命等

○　受持警察官の責任

○　巡回連絡の実施要領

○　訪船連絡の実施要領

○　巡回連絡専従員

○　巡回連絡カード等の適正な管理

○　関係書類の保存

などの項目からなっている。